

救急車による転院搬送ガイドライン

＜緊急性がある場合＞

1. 転院搬送の要件	- 手術や検査等が必要で、緊急性が認められる場合 - 専門科目や特殊科目への緊急の受診が必要な場合 - 臓器移植に基づく臓器搬送・ドナー搬送等 - その他、医師が「緊急に搬送する必要がある」と判断する場合 ※ 緊急性が認められるとは、 例示すれば、生理学的異常(意識レベルの低下、呼吸・循環の異常、ショック症状等)や解剖学的異常(頭部・骨盤・両下肢等の骨折、重傷熱傷、デグロービング損傷、多指切断等)や神経学的異常(瞳孔異常等)により迅速に他の医療機関への搬送が必要な場合等をいいます。
2. 搬送先医療機関の確保	搬送先医療機関は、転院元医療機関で確保する。
3. 医師又は看護師等の同乗	患者とともに医師又は看護師等が同乗し、搬送中の患者の医療の継続と容態管理を行う。 やむを得ぬ事情があり、医師等の同乗ができない場合は処置等の必要な申送りと、救急隊へ「転院搬送依頼書」を提出する。
4. その他	- 速やかな転院搬送のための事前準備（ベッドから移動しておく、搬入口付近で待機しておく等）を行う。 - 長距離転院搬送やヘリによる転院搬送は、事前に消防局と協議する。

＜緊急性がない場合＞

・ 救急車での搬送は行いません

下記の転院搬送の要件を満たさない要請については、救急車による転院搬送はお断りします。
医療機関所有の救急車、タクシー又は患者等搬送事業者を御利用下さい。

- ① ベッド満床・医師不在等の医療機関の都合によるもの
- ② かかりつけ医・近隣の医療機関である等、家族や本人の希望によるもの
- ③ 終末期医療のためなどで緊急性が認められない場合

※ 平成20年5月2日付け 20川消救第169号 川崎市消防局「転院搬送ガイドライン」

川崎市における医師等の帰路搬送基準

1 航空機の場合

航空機により遠隔地（県外）へ転院搬送を行なった場合、航空隊は医師を航空機に搭乗させ、原則として東京ヘリポートへ帰隊するものとする。

ただし、次に該当する場合はこの限りではない。

- （１）転院先医療機関での待機時間が１５分以上要する場合
- （２）航空機搭乗を希望しない場合
- （３）航空隊長等の判断により気象状況、機体の故障、その他の事象により飛行できない場合

2 救急車の場合

救急車により転院搬送行なった際に、帰署（所）途上に医師等が所属する医療機関が存する場合、帰路搬送を行なうものとする。

ただし、次に該当する場合は、この限りではない。

- （１）転院先医療機関での待機時間が２０分以上要する場合
- （２）救急車同乗を希望しない場合
- （３）救急車内を感染防止等の措置を講じる必要がある場合
- （４）その他救急隊長が帰路搬送に支障があると判断する場合